

人口と世帯	人口	33,724人	(3人減)
	男	17,226人	(4人減)
	女	16,498人	(1人増)
	世帯	13,532	(5世帯減)
	外国人登録数	588人	

6月1日現在
()は前月比

No.570



気持ちを一つに

6月9日、二中で体育大会が行われ、各競技に会場は盛り上がっていました。

2年生の大縄跳びでは、みんなで気持ちを一つにして、軽快に縄を跳んでいました。

おもな内容

行政改革の実施状況をお知らせします	2
『町長への手紙』内容等を紹介します	3
みずほ伝言板	4～9
福 祉	10～11・14
インフォメーション	15～17
教育委員会からのお知らせ	18～20

行政改革の実施状況をお知らせします

課および係の統廃合や必要な担当の設置を行うとともに、短期・中期・長期的な組織改編の計画を作成しました。今後も継続的に組織を見直し、人員や人件費の抑制に努めます。

町では「瑞穂町第3次行政改革大綱（平成17年10月策定）」で「住民とともに進めるまちづくり」、「行政評価システムの推進と機能的・効率的な組織づくり」、「行財政基盤の強化と時代変化に対応する行財政運営」、「行政改革の継続性の確保」の理念に基づき行政改革を進めています。また、4つの理念を実現するための取り組み計画をもとに各種の事業を実施していますが、取り組み状況を確認し、町民等で構成する行政評価委員会行政改革推進分科会に4月27日に報告し、意見を頂きました。

平成20年度の取り組み状況は、120項目のうち「一定の目標を達した項目」が70項目、「現在取り組み中であるが目標を達成していない項目」が27項目ありました。「達成できなかった、もしくは平成21年度から取り組みを開始する予定の項目」については、今後にもさらに計画的に進めていきます。

平成20年度の行政改革による節減額

決算額が確定していませんため見込み

の数値ですが、収入の確保で約1030万円、支出削減で約870万円、合計で約1900万円の節減となりました。この節減金額は、今後、施設の改修や新たな行政課題に投資することになります。

取り組み計画（実施細目Ⅱ）は、平成20年10月に見直しました。全文は、町ホームページおよび情報公開コーナーでご覧ください。

平成20年度に取り組んだ主な内容

●資産の有効かつ適正な活用
公共の利用度が低い水路、赤道（幅の狭い道路）、残堀川の残地を、隣接する土地所有者に売却し、収入を得ました。今後も資産の有効かつ適正な管理を推進します。

●税収の確保
滞納者に対する家宅搜索および財産

の差押えを行いました。また、差押えた動産について、インターネット公売を実施しました。

●指定管理者制度の活用
町民サービスの向上と施設管理の効率化を目的として、平成20年4月から石畑保育園に、平成20年10月から耕心館に指定管理者制度を導入しました。

●公共施設予約システム
体育施設等予約システムを導入しました。

●有料ごみ収集袋の種類追加
町民からの要望をもとに指定収集袋のミニ袋を作製しました。平成21年4月から販売しています。

●各種基準の作成
瑞穂町審議会等の設置および運営に関する基準、審議会等委員の公募に関する基準等を作成し、運用を開始しました。

●組織の見直しによる部制の導入
行政管理機能を強化するため平成20年4月から部制を導入しましたが、さらに簡素で効率的な組織とするため、

行政評価委員会行政改革推進分科会（4月27日開催）からいただいた意見

- ①事業の目標、実績、効果、町民からの評価を明確にすること。
- ②取り組み実績がなかったものは、次の年度の目標を示すこと。
- ③アンケート調査、パネルディスカッション等の実施結果は、意見の内容とその反映方法等を確立すべきである。
- ④証明書等の交付手数料は、他市町村と比較研究すべきである。
- ⑤今後さらに需要が多くなる健康指導、介護関係の資格取得への支援も制度として必要である。

問合せ 企画財政課
☎557-7468

平成20年度

『町長への手紙』

内容等をご紹介します

町では、「町長への手紙」を利用して、町民の皆様から、日々のお気付きのことや、ご意見・ご提案を頂き、できる限り町政に反映させていくように努めています。

平成20年度は、126通、146件のご意見などを頂きました。その主な内容をご紹介します。

「小」よりも小さな有料ごみ袋の作製を

町の指定収集袋の大きさには、「大・中・小」の3種類があります。ごみの一部有料化も定着しましたが、その間「小」よりもさらに小さなミニ袋作製の声が寄せられ、検討を進めているところです。

※平成21年4月からミニ袋を販売しています。

なぜ防災無線の屋のチャイムは廃止したのか

防災行政無線は、災害発生時および緊急時に使用するものですが、今まで、昼と夕方に行っていたチャイムは、防災行政無線の作動確認のために実施していました。

その後、機器の性能が向上し、作動確認は方々の1回で十分と考えられることや、夜勤明けの人やその他多くの方から「昼のチャイムの音がうるさい」という苦情が寄せられたため廃止しました。

○町長への手紙を出すには

手紙の用紙は、町の施設やJR箱根ヶ崎駅に用意してあります。また、ファクスや町ホームページからお寄せいただけます。

☎556-3401

○回答は

お寄せいただいたお手紙の中で、回答が可能な内容について、住所、氏名が明記されている方には書面にて回答します。メールでお寄せいただいたお手紙についても同様です。また、無記名の場合や個人への中傷、個人情報に関するものについては、回答できません。

●平成20年度「町長への手紙」内容別内訳

（ ）内は件数です

主な項目		件数	主な内容
公共施設	管理・運営	31	道路(9)、図書館(7)、公園(4)、役場(3) など
	設置・整備	11	道路(6)、公園(2)、河川(1)、スポーツ施設(1)、駐車場(1)
公共交通		12	循環バス等(9)、新駅(2)、八高線(1)
生活環境		12	ごみ袋(3)、リサイクル(2)、野良猫対策(1)、野焼き(1) など
事務手続き		10	納税(5)、福祉関係(3)、シルバーパス(1) など
学校教育		8	授業(2)、学校運営(1)、給食費(1) など
職員の接遇等		8	職員の対応(8)
防災・防犯		7	防災無線(5)、防犯灯(1)、テロ対策(1)
交通安全		6	大型車規制(2)、信号機の設置(1)、横断歩道の設置(1) など
情報化		5	地上デジタル放送(2)、パソコン講習(1) など
産業振興		4	道の駅(2)、特産品(1)、農地交換(1)
町ホームページ		3	掲載内容(3)
子育て支援		2	送迎サービス(1)、託児サービス(1)
その他		27	営業(5)、町内会(1)、敬老会(1)、合併(1)、町条例(1) など
合計		146	手紙(87)、メール(55)、ファクス(4)

循環バスの導入を

町内循環バス導入は、町の人口規模から安定した利用者数を見込むことができないことや、大きな財政負担が掛かることから実施するこ